

別紙1

仕 様 書

1. 業務名 考古博物館ホームページ保守管理委託業務
2. 業務目的
リニューアルを実施した下関市立考古博物館（以下、考古博とする）のホームページが正常に稼動するよう安全性と信頼性の高い管理を行い、適正なホームページの運用を目的とするもの。
3. 委託期間
契約締結日 から 令和9年3月31日まで
4. 実施場所
下関市立考古博物館 下関市大字綾羅木字岡454
5. 業務内容
 - (1) 運用保守
 - (a) ホームページの稼働状況を常時監視すること。
 - (b) サイト内のアクセスログを解析し、適切に保存管理すること。
 - (c) Google エンジンなどの検索エンジンにおいて検索した際に、下関市立考古博物館ホームページに容易にたどりつけるように、適切なSEO対策ができていないこと。
 - (d) ユーザの動向調査として追跡や分析（トラッキング）を行うこと。
 - (e) 運用ドメインのメールアカウントについて新規発行、変更及び削除に対応すること。
 - (2) 障害監視
 - (a) 監視システム等により自動監視を行うこと。
 - (b) 障害が発生した場合は、下関市に速やかに連絡を行うこと。
 - (c) 故障や障害などで稼働停止していることが確認された場合、即時対処を行うこと。
 - (d) ソフトウェアやデータの修正、復旧等が必要な場合は、下関市の許可を得て作業を行うこと。
 - (3) セキュリティ対策

- (a) 適切なウィルス対策、外部からの不正アクセスに対して情報漏洩及び改ざんを防ぐ措置を施すなど、十分なセキュリティ対策を確保すること。
 - (b) 不正なアクセスによる資産漏洩、破壊、消去を防止するため、ファイアウォールによるアクセス制限を実施すること。
 - (c) データ管理は受託者がサーバを調達して行うこと。ただし、サーバの設置は国内に限るものとする。
 - (d) ホームページで公開する全てのページにおいて、https とした常時 SSL 化に対応すること。なお、SSL の更新手続きが生じた場合は遺漏なく適切に行うこと。
 - (e) スпамメール対策を行うこと。
- (4) リソース管理
- (a) サーバのシステム資源（CPU・メモリ・ディスク等）の利用状況及び性能の監視を行うこと。
 - (b) アクセスが急激に集中した場合でも、サーバがダウンすることのないよう留意すること。
- (5) バックアップ運用
- (a) 1日1回バックアップを行い、障害発生時には最長24時間前の状態に戻せる状態とすること。
 - (b) ソフトウェア等によりホームページの稼動に与える影響が大きい場合には、事前にバックアップを行うこと。
 - (c) サーバを設置するデータセンターは防災及び防犯について万全の体制が講じられていること。
- (6) ドメインの管理
- (a) ドメインは下関市と協議し、最適なドメインを決定して取得すること。
 - (b) ドメインの所有権は下関市とする。
 - (c) ドメインを移管し、適切に管理すること。
- (7) アクセス解析
- 戦略的な情報発信の効果測定を図るためのアクセス解析を行うこと。なお、外部のアクセス解析サービスを利用することも可能とする。
- (8) 問い合わせ対応
- 下関市からの問い合わせや運用に関する支援、トラブル対応については、電話・メール・訪問等により、迅速なサポートを実施すること。原則として、平日の営業時間内とするが、障害発生等の緊急時は可能な範囲で対応すること。

6. 成果物

受託者は、その月の業務の実施を完了したときは、遅延なく以下の①～③の業務の成果に関する報告書（以下、「成果報告書」という。）を提出しなければならない。

- ①ホームページの保守管理内容
 - ②アクセス集計管理表
 - ③保守管理に関する処置（データ修正及び復旧等）の履歴
- ※紙媒体1部、電子媒体1部を納入すること。

7. 検査

- (1) 成果報告書を受理したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。
- (2) 業務の成果が検査に合格しなかったときは、指定する期間内にその指導に従いこれを補正すること。この場合においては、成果報告書を再度提出し、検査を行うこととする。
- (3) 検査及び補正に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

8. 支払方法

- (1) 受託者は、令和8年4月1日から9月30日まで、又は令和8年10月1日から令和9年3月31日までに係る業務の成果が検査に合格したときは、それぞれの委託料の2分の1に相当する額の支払請求書を甲に提出するものとする。
- (2) 受託者の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

9. その他

- (1) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。
- (2) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び業務に関して疑義が生じた場合は、下関市と受託者で協議の上、決定する。